

令和7年度

岩手山麓農業水利事業

導水路撤去（その2）工事

特 別 仕 様 書

東北農政局

岩手山麓農業水利事業所

第1章 総 則

岩手山麓農業水利事業 導水路撤去（その2）工事（以下、「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1 目 的

本工事は、岩手山麓土地改良事業計画に基づき、導水路の撤去を行うものである。

2 工事場所

岩手県滝沢市大崎地内

3 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

- (1) 施工延長 $L = 309.643\text{m}$
 - [1 工区撤去工] $L = 143.757\text{m}$
 - 施工始点 No. 3 + 36.130
 - 施工終点 No. 6 + 29.425
 - [2 工区撤去工] $L = 165.886\text{m}$
 - 施工始点 No. 7 + 19.236
 - 施工終点 No. 10 + 36.550

(2) 主要工事内容

- 1) 構造物撤去工 $L = 309.643\text{m}$
 - ① 鋼管撤去工 $L = 143.757\text{m}$
 - ② 置樋等撤去工 $L = 165.886\text{m}$

2) 復旧工

- ① 工事用道路復旧工 1 式

3) 付帯工

- ① 1号支線用水路 $L = 126.485\text{m}$

- 4) 仮設工 1 式

4 工事数量

「別紙－1 工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1 工程制限

- (1) 2工区に係る置樋等の撤去は、NIT線の移設が完了してから着手可能である。なお、移設完了時期は令和7年9月下旬を想定しているが、着手が可能となった場合は、監督職員がその旨通知するので、速やかに工事に着手するものとする。
- (2) 施工終点部（No.10+36.550付近）の施工にあたっては、滝沢市道大崎8号線の迂回路を設けて通行止めにより行うものとする。
- また、施工終点部（No.10+36.550付近）の施工完了後は速やかに開放するものとする。

2 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、休日等98日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇を含んでいる。

3 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工 期：令和7年6月2日から令和8年3月10日まで

（余裕期間：契約締結の日から令和7年6月1日まで）

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

4 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。

氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1 土質

本工事の施工場所の土質は、「粘性土」を想定している。

2 関連工事

本工事に隣接して以下に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事責任者と十分連絡、打合せを行い、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

工 事 名	施工予定時期
導水路撤去（その1）工事	令和5年10月10日～令和9年2月26日
南部主幹線用水路（その10）工事	令和6年8月1日～令和8年5月29日

3 第三者に対する措置

（1）標識の設置

受注者は、近隣住民に導水路撤去工事等に係る周知を図るため、撤去工事着手の14日前から撤去工事が完了する日までの間、標識を設置しなければならない。

(2) 説明会等

受注者は、撤去工事開始日の14日前までの適切な時期に近隣住民に対して撤去工事の内容について説明会又は戸別説明を行わなければならない。

なお、説明状況・内容・住民からの意見等について監督職員に報告するものとする。

(3) 騒音・振動対策

1) 本工事の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された機械を使用しなければならない。

2) 騒音・振動については、関係法規、条例等を遵守し、十分留意して施工するとともに、工事施工前及び施工中は騒音・振動測定を行い、監督職員に報告するものとする。

① 騒音調査

ア) 測定時期 既設構造物取壊時

イ) 測定方法 JIS-Z8731: 1999(環境騒音の表示・測定方法)に基づき測定。

ウ) 測定回数 24回測定

工種	回数詳細
導水路撤去時 (2工区)	施工前の一般騒音：1回 施工時（コンクリート構造物取壊）の騒音：1回 計測箇所：12箇所（施工箇所に近接する民家） 合計：12箇所×2回＝24回

エ) 測定場所 既設構造物取壊周辺の建物（家屋）付近とするが、事前に監督職員に確認するものとする。

② 振動調査

ア) 測定時期 既設構造物取壊時

イ) 測定方法 JIS-Z8735: 1981(振動レベル測定方法)に基づき測定。

ウ) 測定回数 24回測定

工種	回数詳細
導水路撤去時 (2工区)	施工前の一般振動：1回 施工時（コンクリート構造物取壊）の振動：1回 計測箇所：12箇所（施工箇所に近接する民家） 合計：12箇所×2回＝24回

エ) 測定場所 既設構造物取壊周辺の建物（家屋）付近とするが、事前に監督職員に確認するものとする。

3) 民家周辺の既設水路取壊し作業中において以下の基準を超える場合は、監督職員と協議しなければならない。

項 目	基準値	備 考
騒音基準	85d B	
振動基準	75d B	

4) 地域住民等から苦情があった場合は、内容をよく聞き取り、速やかに監督職員に報告し対応等について協議するものとする。なお、状況により既設構造物取壊の時間制限を設定する場合がある。

5) 工事用進入路については、周辺住民への影響を考慮して工事用車輛の走行速度を 20km/時間以下とする。また、工事用車輛は低速で走行するものとし、一般車輛の通行を優先する等の処置を受注者の責任のもと、資材納入車輛等も含めた全工事車輛に対し周知徹底し、交通安全に万全を期さなければならない。

(4) 排水処理対策

本工事の施工に伴い発生する排水は、各種法令及び条例の規定に基づき、工事着手前に当該管理者に届出あるいは許可を受けなければならない。特に、汚濁水等は、関係法令等に従って、水素イオン濃度や浮遊物質質量等の処理を行い、必ず規制基準内で処理し、水質環境の保全等に十分留意して放流しなければならない。

放流先については、別途監督職員と協議するものとする。

(5) 保安対策

1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習終了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

ただし、所轄警察署との打合せの結果、交通誘導員警備検定合格者（1級または2級）以外の配置を求められた場合は、監督職員の指示によるものとする。

なお、交通誘導警備員の配置実績を監督職員に報告するものとし、実績により変更契約を行うものとする。

2) 交通誘導警備員は、「別図－1」の場所に、下表のとおり配置することとするが、条件変更に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導 警備員	昼夜別	交代要員の 有無
工事用進入路出入口（市道大崎8号線出入口） 【資機材、土砂、コン殻、発生材 搬出入時】	1名/日	昼間	無し
工事用進入路出入口（市道川前工区線出入口） 【資機材、土砂、コン殻、発生材 搬出入時】	1名/日	昼間	無し

3) 工事期間中は、散水を行う等防塵対策に努めなければならない。

なお、その他の対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4 関係機関との調整

(1) 共通事項

本工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルを生じないよう、十分に連絡調整を行わなければならない。

また、道路使用等に係る申請手続等の軽微な協議は受注者が行い、監督職員に報告するものとする。

5 足場からの墜落防止対策

本工事において、枠組本足場を使用する場合には、共通仕様書第1編3-2-1（37）に示す「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づき、手すり先行工法を採用しなければならない。

ただし、受注者の事由により当該工事が採用できない場合には、監督職員と協議するものとし、足場からの墜落事故等が発生しないよう安全管理を徹底する。

6 関係法令

本工事の実施に当たっては、共通仕様書第1章第1節1-1-42に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

7 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-3及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第5章 指定仮設

1 一般事項

本工事に使用する仮設備については、あらかじめ施工計画書を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

なお、指定した仮設備の規模、作業数量等に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

2 工事用進入路

（1）受注者は、図面に基づき工事用進入路を整備しなければならない。また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。

なお、それ以外の道路を使用する必要がある場合は、事前に監督職員に報告するものとし、必要に応じ受注者の責任において、関係機関と調整するものとする。

（2）搬入路は、岩手県道16号盛岡環状線を主とし、滝沢市道「大崎8号線」、「川前工区線」を現場搬入路として使用するものとする。使用にあたっては、一般の通行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理を行わなければならない。

なお、使用に先立ち路面の破損状況等を調査し、監督職員に報告するものとする。

また、善良な使用にもかかわらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

3 建設発生土受入地

本工事の建設発生土受入地は以下に示す箇所とし、その名称、搬出予定量は次のとおりである。

名 称	地 先 名	搬出 予定量	摘 要
建設発生土受入地	滝沢市大崎 94-197	9,000m ³	発生土

4 発生材置場

本工事で発生した鋼材類は、以下に示す箇所に搬出するものとする。

なお、発生材の荷下しに当たっては、他工事発生材と混在しないよう区別し、本工事で発生したことが解るよう現場に表示するものとする。また、発生材の重量について監督職員に報告するものとする。

名 称	地 先 名	摘 要
発生材置場	盛岡市好摩芋田向 85-6	鋼管等撤去物

5 除雪

除雪は計上していないが、実績により変更契約の対象とすることが出来る。ただし、変更契約の対象は、除雪対象積雪深が10cm以上であり、かつ、除雪実施状況（積雪深、除雪範囲、除雪方法等）を監督職員に報告した場合とする。

第6章 工事用地等

1 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、「別図－2」に示すとおりである。

2 工事用地等の使用及び返還

- （1）発注者が確保を予定している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会のうえ、用地境界及び使用条件を確認しなければならない。
- （2）工事用地等は、別紙－2に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- （3）工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないよう十分注意するものとする。

3 仮設用地

上記以外の仮設用地は、受注者の責任において措置するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりであるが、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

なお、JIS規格品については、改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）での製造品とする。

（1）石材

再生クラッシャーラン JIS規格外 RC-40

（2）硬質塩化ビニル管

VM管

2 見本または資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書・見本・カタログ等を監督職員に提出し承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物	備考
石材、骨材類	試験成績書・粒度分析表	
基礎砂	粒度分析表	

3 監督職員の検査または試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査を受けなければならない。

ただし、監督職員の承諾を得た場合は、写真撮影等によりこれに代えることができる。

なお、その他材料については、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。

材 料 名	検査項目	備 考
コンクリート	スランプ、空気量、塩化物含有量	現場搬入時
	圧縮強度	プラント
コンクリート二次製品	外観、寸法等	寸法は当日入荷数から任意1個を対象。 外観は原則全数。

4 工事に使用する土砂について

受注者は、工事に使用する土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書の写しを監督職員に提出しなければならない。（採石法第 33条による採取計画認可書、砂利採取法第 16条による採取計画認可書、森林法第 10条の 2 による林地開発許可書）

5 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。

また、購入費用及び輸送費用等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資 材 名	規 格	調 達 地 域
砕石類	再生クラッシャーラン RC-40	盛岡市
購入土	山砂	盛岡市
敷鉄板	22× 1,524× 6,096	金ケ崎町

第9章 施工

1 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(2) 検測または確認（施工段階確認）

- 1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、受発注者の協議により変更する場合がある。
- 2) 下表に示す以外の工種は、自主点検記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、

これに応じなければならない。

工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考
指定仮設工 (仮設道路)	延長、幅	設置完了時点で1箇所	—	

(3) 中間技術検査

- 1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

2 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	R C - 4 0	敷砂利、構造物基礎材、埋戻し材

なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」（（公社）日本道路協会発行）等を遵守する。

(2) 建設資材廃棄物等の現場内利用

受注者は、本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等について本工事現場で利用が可能か否かの検討を行い、その利用方法等について監督職員と協議するものとする。

3 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、再資源化施設業者及び中間処理業者は下記のとおり想定している。契約後、速やかに「建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律 12 条第 1 項の規定に基づく説明書及び同法第 13 条第 1 項の規定に基づく記載事項」を提出すること。

建設資材廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
無筋コンクリート殻	(株) 工藤重機	滝沢市上鷲飼 110-2	8時～17時	再資源化 施設業者
鉄筋コンクリート殻	(株) 工藤重機	滝沢市上鷲飼 110-2	8時～17時	再資源化 施設業者
アスファルト殻	大森工業(株)	盛岡市玉山区川 又字奴屋敷 61-34	8時～17時	再資源化 施設業者
廃プラスチック	(有)クリーン盛岡	滝沢市砂込 889-1 他 6 筆	8時～17時	最終処分 施設業者

4 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりであ

る。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用

5 構造物撤去工

(1) 既設導水路

鋼管は、積込み運搬が可能な長さに切断して第5章4に示す発生材置場に搬出するものとする。

(2) 支障物の撤去

工事施工上支障となる既設構造物は、事前に撤去数量を監督職員に報告のうえ撤去するものとする。

(3) 置樋区間の導水路

置樋区間の導水路は、パネル状に切断し、吊り下ろし後に破碎して搬出するものとする。

6 土工

(1) 掘削及び床掘り

- 掘削土及び床掘り土は、埋戻し及び盛土に流用するもの以外は全て建設発生土受入地へ搬出しなければならない。
- 掘削及び床掘りに当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生、又はその恐れが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。
- 過掘りとなった場合、良質土で埋戻し、入念に転圧しなければならない。

(2) 埋戻し及び盛土

- 管頂上 60cmまでの埋戻しは、一層の仕上り厚さが 30cm程度になるように管の左右均等にまき出し、管に損傷を与えないよう 1.1t以下（管頂 30cmまではコンパクタ・ランマ等）の締固め機械により、現地盤と同等の締固め度となるよう締固めなければならない。
- 管頂上 60cm以上の埋戻しは、前項と同様のまき出しとし、現地盤と同等の締固め度となるよう締固めなければならない。

7 基礎工

(1) 管体基礎

基床部及び管側部の締固めは、一層の仕上り厚さが 30cm程度になるようにまき出し、締固め度

90以上となるよう締固めなければならない。

なお、管側部の締固めはコンパクタ・ランマ等により行うこととするが、これらによる締固めが不可能な箇所は突き棒等により入念に施工しなければならない。

8 管体工

(1) 硬質ポリ塩化ビニル管

1) 継手

継手はR継手とする。

9 工事用道路復旧工

(1) 一般事項

- 1) 工事施工に先立ち、境界杭等については、事前に現地で確認しなければならない。なお、これらの杭については、工事施工中についても移動しないように留意するものとし、必要に応じて控杭等を設けなければならない。
- 2) 原形復旧に当たっては、着手前に地権者及び監督職員等と復旧方法について十分打ち合わせの上、着手しなければならない。
- 3) 工事施工に先立ち、地区外の排水は、これを遮断し地区内への流入を防ぐとともに、施工に当たっては、地区内の地表水及び地下水を排除した状態で施工するものとする。また、工事中滞水が生じたときは、速やかに排除しなければならない。降雨等施工条件の悪いときは、原則として作業してはならない。

第10章 施工管理

1 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札公告による。

2 施工管理

この工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとする。

なお、管理基準に記載されていない事項及び細部については、監督職員の指示によるものとする。

3 情報共有システムについて

- (1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。
- (2) 情報共有システムの活用については、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf>」)によるものとする。

4 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

る。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記1)に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黑板情報の電子化を行う場合は、従来型の黑板を併用することはできない。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器の使用が困難な場合は、この限りではない。
- 4) 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL

(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第1章 条件変更の補足説明

1 施工条件の変更事項

本工事の施工に当たり、自然的または人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりであるが、両者協議のうえ軽微と認めた事項については変更しないことがある。

- (1) 土質及び地質が異なった場合
- (2) 転石等が出現した場合
- (3) 現場発生土が盛土・埋戻し材料に使用できない場合
- (4) 建設発生土受入地の位置及び処理方法に変更が生じた場合
- (5) 地質状況及び現場状況等により構造及び工法、材料に変更が生じた場合

- (6) 湧水等の処理が必要になった場合
- (7) 地下埋設物（埋蔵文化財含む）が出現した場合
- (8) 過失によらない周辺地盤に著しい変位や沈下があった場合
- (9) 第三者との協議結果（家屋調査を含む）により変更が生じた場合
- (10) 騒音・振動防止対策を追加する必要がある場合
- (11) 借地用地の用地境界杭の設置が必要となった場合
- (12) 工事用道路の位置及び構造に変更が生じた場合
- (13) 施工始点及び施工終点の変更が生じた場合
- (14) 除雪が必要になった場合
- (15) 水替えが必要になった場合
- (16) 仮囲いの施工範囲及び数量に変更が生じた場合
- (17) 現場発生材置場に変更等があった場合
- (18) 監督職員が設計変更に必要な測量、構造計算、図面作成を指示した場合
- (19) 仮設道路・仮設ヤードの復旧方法に変更等が生じた場合
- (20) 騒音・振動調査の回数に変更が生じた場合
- (21) 交通誘導警備員の配置時期、条件変更に伴い員数の増減が必要になった場合
- (22) 諸経費動向調査、歩掛調査等を追加する場合
- (23) 第1章 5（1）～（3）に基づく確認により変更が生じた場合。
- (24) その他両者協議の上、必要と認めた場合。

第12章 その他

1 契約後V E提案

(1) 定義

「V E提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E提案の意義及び範囲

1) V E提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、V E提案の範囲に含めないものとする。

- ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
- ②工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
- ③競争参加資格要件として求めた同種工事または類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E提案書の提出

1) 受注者は、(2)のV E提案を行う場合、次に掲げる事項をV E提案書（共通仕様書様式6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

- ①設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
- ②V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
- ③V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
- ④発注者が別途発注する関連工事との関係
- ⑤工業所有権を含むV E提案である場合、その取り扱いに関する事項

⑥その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、V E提案を契約締結の日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E提案の適否等

1) V E提案の採否について、原則として、V E提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6-5）によりに通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2) また、V E提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) V E提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

4) 発注者は、V E提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る乙の提案）の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、V E提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行う。

6) 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下、「V E管理費」という。）を削減しない。

7) V E提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がV E提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行う。また、V E提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合でも前記6)のV E管理費については、変更しない。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) V E提案書の使用

受注者のV E提案が採用された場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、発注者がその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がV E提案を適性と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）正副2部
- ・工事完成図書の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

3 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

4 ワンデーレスポンスに関する事項

「ワンデーレスポンス」とは監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答する。

ただし、原則として閉庁日を除く。

5 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議

工事着手時及び新工種発生時等、受注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(3) 建設コンサルタントの出席

上記（１）～（２）の会議に、必要に応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず契約変更の対象としない。

- (4) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については打合せ記録簿（共通仕様書 様式－４２）に記録し、相互に確認するものとする。

6 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

7 技術提案の履行

技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。

(1) 施工計画書提出段階

施工計画書提出段階には技術提案（施工計画）の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。

ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。

なお、現場条件等によって、技術提案（施工計画）の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容または、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。

また、各技術提案（施工計画）における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。

(2) 工事実施段階

施工計画書に記載した技術提案（施工計画）の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。

(3) 工事完成検査段階

工事完成検査時においては、技術提案（施工計画）の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。

8 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境

省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日とみなす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和2年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

（5）受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

（6）発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正値（％）	=	真夏日率	×	補正係数※
--------	---	------	---	-------

※ 補正係数：1.2

9 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

（1）内容

受注者は、現場に以下の①～⑪の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、⑫～⑰については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ①洋式（洋風）便器
- ②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5 kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨サニタリーボックス
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- ⑫便房内寸法 900×900mm以上（面積ではない）
- ⑬擬音装置（機能を含む）
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（2）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】①～⑥及び【付属品として備えるもの】⑦～⑰の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

（3）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

10 現場環境改善費

（1）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

（2）以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

（3）受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1）用水・電力等の供給設備 2）緑化・花壇 3）ライトアップ施設 4）見学路及び椅子の設置 5）昇降設備の充実 6）環境負荷の低減
営繕関係	1）現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2）労働宿舍の快適化 3）デザインボックス（交通誘導員警備員待機室） 4）現場休憩所の快適化 5）健康関連設備及び更生施設の充実等
安全関係	1）工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2）盗難防止対策（警報器等） 3）避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	1）地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） 2）完成予想図 3）工法説明図 4）工事工程表 5）デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 6）見学会の開催（イベント等の実施含む） 7）見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 8）パンフレット・工法説明ビデオ 9）社会貢献

11 週休2日による施工

（1）本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等によ

り週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

- (2)「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

- 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

- 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

- 3) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

- 1) 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

- 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育、訓練等の記録資料等により行うものとする。

- 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

- 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合又は実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記2)の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

- 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。

- 1) 補正係数

	4週8休以上
現場閉所率	28.5%（8日/28日）以上
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

- 2) 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。

なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記1)に示す補正係数による補正を行わず減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」

において、点数 10点を減ずるものとする。

- (6) 週休 2 日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

1) 補正係数

名称	区分	補正係数
		4 週 8 休以上
構造物取壊し工	機械	1.02

12 週休 2 日制の促進

- (1) 本工事は、週休 2 日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休 2 日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

- (2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.9%（8 日／28 日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は 100 点を超えないものとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

- 1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙 5 に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大 2 点を加点評価する。

なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて 1 点、2 点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐ 月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- 2) 現場閉所による月単位の週休 2 日相当（4 週 8 休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙 3－1 に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の 2 つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休 2 日に満たない（休日率 4 週 6 休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐ 休日の確保を行った。
☐ その他 [理由：現場閉所による月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行った。]

○事業（務）所長用

- ☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
☐ その他 [理由：現場閉所により月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に取り組んだ。]

- 3) 現場閉所による週休 2 日相当（4 週 8 休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜日及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙 8 に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で 1 点を加点評価する。

○事業（務）所長用

- ☐ その他 [理由：現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜日及び日曜日に現場閉所を行った。]

- (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.9%（8 日／28 日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

13 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記

に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、実績変更対象経費に関する変更実施計画書を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

14 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

15 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、2）により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「4）の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

16 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

17 部分払いについて

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別紙－3「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

18 情報化施工技術の活用について

(1) 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、受注者の発議により、下表の適用工種に係る起工測量、設計図書の精査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等において、情報化施工技術を活用する「情報化施工 技術活用工事」（受注者希望型）である。

情報化施工技術	適用工種
1. T S等光波方式出来形管理技術	掘削、盛土
2. T S（ノンプリズム方式）出来形管理技術	掘削、盛土
3. U A V空中写真測量出来形管理技術	掘削、盛土
4. T L S出来形管理技術	掘削、盛土
5. U A Vレーザー出来形管理技術	掘削、盛土
6. 地上移動体搭載型L S出来形管理技術	掘削、盛土
7. R T K－G N S S出来形管理技術	掘削、盛土
8. I C T建設機械施工技術	掘削、床堀、盛土

(2) 協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出までに発注者

へ協議を行い、協議が整った場合に情報化施工技術活用工事を行うことができるものとする。情報化施工技術活用工事を行う場合は、次の（３）～（７）によるものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨監督職員に報告するものとする。

（３）施工計画

受注者は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

（４）情報化施工技術に係る貸与資料

基本設計データの作成のために必要な貸与資料は、下表のとおりである。この他必要な資料がある場合には、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。なお、貸与を受けた資料については、工事完成までに監督職員へ返却しなければならない。

貸与資料	備考
1 導水路排泥工他測量業務報告書	
2 導水路撤去実施設計業務報告書	
3 導水路撤去補足設計業務報告書	
4 導水路撤去詳細設計業務報告書	
5 図面の CAD データ	

（５）確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用 T S 等光波方式等を準備しなければならない。

（６）電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、提出しなければならない。

（７）情報化施工技術活用工事の費用

- 1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。
- 2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛や経費等の見積書提出に協力しなければならない。ま

19 CORINSへの登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第 13 章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項または本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1) 掘削工	< 1 工区>川前サイホン 撤去			
掘削		m ³	160.000	
(2) 盛土工	< 1 工区>川前サイホン 撤去			
路体（築堤）盛土・埋戻	2.5m $\leq$ B< 4.0m	m ³	44.000	
路体（築堤）盛土・埋戻	4.0m $\leq$ B	m ³	800.000	
(3) 整形仕上げ工	< 1 工区>川前サイホン			
法面整形		m ²	19.000	
(4) 掘削工	< 1 工区> A型橋梁撤去			
掘削		m ³	80.000	
(5) 作業土工	< 1 工区> A型橋梁橋脚 撤去			
掘削		式	1.000	
路体（築堤）盛土・埋戻		式	1.000	
(6) 掘削工	< 1 工区> 工事用道路復 旧工			
掘削		m ³	500.000	
土工用マット撤去		m ²	1,247.000	
廃プラ運搬処分		m ³	3.700	
(7) 作業土工（水道管撤去）	< 1 工区> 工事用道路復 旧工			
床掘		式	1.000	
埋戻し		式	1.000	
(8) 作業土工	< 1 工区> 1 号支線用水 路			
床掘		式	1.000	
基面整正		式	1.000	
埋戻し		式	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(9) 盛土工	< 2 工区>川前サイホン 吐口部			
路体（築堤）盛土・埋戻		m ³	27.000	
(10) 掘削工	< 2 工区>置樋			
掘削		m ³	9,100.000	
土砂等運搬		m ³	9,000.000	
整地		m ³	8,800.000	
2. 構造物撤去工				
(1) 鋼管撤去工	< 1 工区>川前サイホン			
鋼管切断工		式	1.000	
鋼管吊り出し撤去工		式	1.000	
発生材運搬	鋼管	ton	80.200	
コンクリート構造物取壊し	無筋	m ³	196.000	
殻運搬・処分	無筋	m ³	196.000	
(2) 構造物取壊し工	< 1 工区> A型橋梁			
コンクリート構造物取壊し	有筋	m ³	74.000	
殻運搬・処分	有筋	m ³	74.000	
(3) 舗装撤去工	< 1 工区> 工事用道路復 旧工			
舗装版切断		m	3.500	
舗装版破碎工		m ²	1,056.000	
殻運搬・処分	アスファルト	m ³	42.000	
(4) 水道管撤去工	< 1 工区> 工事用道路復 旧工			
水道管撤去工	φ 50	m	333.000	
(5) 構造物取壊し工	< 2 工区>川前サイホン 吐口部			
鋼管切断工		式	1.000	
コンクリート切断工		式	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
足場工		掛㎡	1.000	
ブロック撤去工	コンクリート塊	式	1.000	
コンクリート構造物取壊し	無筋	m ³	208.000	
コンクリート構造物取壊し	有筋	m ³	6.200	
殻運搬・処分	無筋	m ³	208.000	
殻運搬・処分	有筋	m ³	6.200	
鋼管吊り出し撤去工		式	1.000	
発生材運搬	鋼管	ton	5.100	
(6) 構造物取壊し工	< 2 工区 > 置樋			
側壁切断工	鉛直・水平方向	式	1.000	
床版切断工		式	1.000	
ブロック撤去工	側壁+切梁	式	1.000	
ブロック撤去工	底版+均しコン	式	1.000	
ブロック撤去工	受台	式	1.000	
コンクリート構造物取壊し	有筋	m ³	449.000	
殻運搬・処分	有筋	m ³	449.000	
3. 管体基礎工				
(1) 砂基礎工	< 1 工区 > 1 号支線用水路			
砂基礎		m ³	56.000	
4. 管体工				
(1) 硬質塩化ビニル管布設工	< 1 工区 > 1 号支線用水路			
硬質ポリ塩化ビニル管	φ 350 MM	m	126.815	
硬質ポリ塩化ビニル管継手材	φ 350× 5 5/8° FRI製離脱防止内蔵型	個	1.000	
硬質ポリ塩化ビニル管継手材	φ 350× 5 5/8°	個	1.000	
直接工事費（仮設工）				

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 仮設工				
(1) 仮設道路工				
敷鉄板設置・撤去工		m ²	500.000	
(2) 仮設水路撤去工	< 1 工区 > 1 号支線用水路			
仮設ツル巻鋼管撤去工	φ 400	m	132.000	
仮設ツル巻鋼管再設置工	φ 400	m	5.000	
2. その他				
(1) 事業損失防止施設費				
共通仮設（積上げ）				
事業損失防止施設費				
濁水処理施設		式	1.000	
(2) 運搬費				
共通仮設費（積上げ）				
運搬費				
仮設材輸送		式	1.000	
一括計上価格				
1. 環境測定調査				
(1) 騒音・振動測定				
騒音調査		回	24.000	
振動調査		回	24.000	

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

1. この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
2. この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権原を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
3. 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。

ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。

特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難い場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮す

るものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

出来高部分払方式実施要領

1 目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）別表1（第3条関係）に規定する建設工事契約に係る業種別区分表1、13、14、17及び24に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が180日を超えるものに係るものとする。

3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

4 入札・契約

(1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

① 公告等への記載

以下に該当するものに、 内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合 ：入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合：揭示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合：送付資料

（記載例）

（○）本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

② 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の 内の文を記載するものとする。

（記載例）

第○条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

(2) 部分払の回数

- ① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請求が可能のように、工事請負契約書第38条に必要事項を記入するものとする。なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。
- ② 工事請負契約書第38条第1項の部分払請求の上限回数について
部分払請求の上限回数＝工期／90（端数は切捨てとする。）
- ③ 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第42条第3項の部分払請求の上限回数について
各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数は切捨てとする。）
ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が4になる場合を除き、上限回数に1を加える。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第35条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第41条によるものとする。

(2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

（前金払）

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。

5 受注者は、前項の規定により前払金の支払いがされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払いを受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工

事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、工期270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

- 6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項から第6項までの規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

※ 国債に係る契約の場合、第41条第1項文末に下記条文を追加する。

「また、第35条第5項の（ ）内の「工期270日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

（保証契約の変更）

- 第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) その他

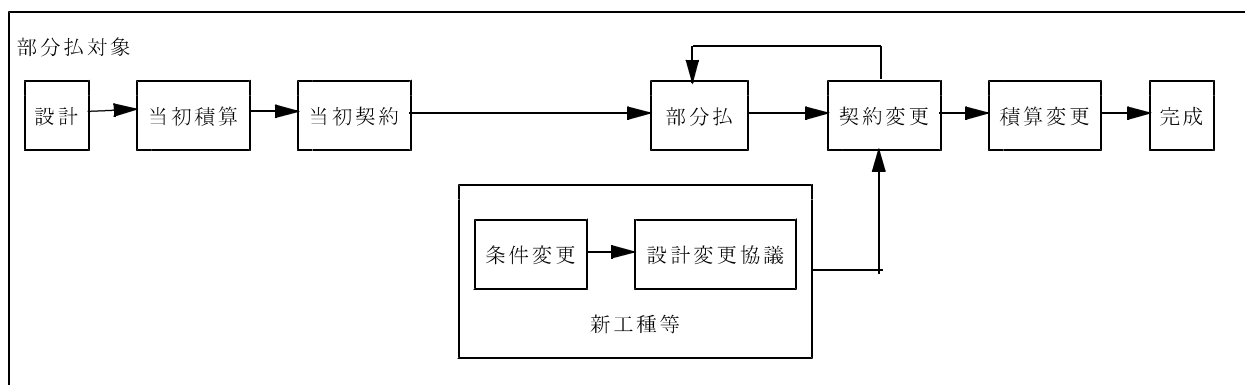
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1～4を参考として実施するものとする。

6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第38条第1項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払いに対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の $\boxed{}$ 内の文を記載するものとする。

（記載例）

（○）一次下請業者への支払いについて

一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

9 検査

(1) 検査職員

検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査（既済部分、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

(2) 検査の実施

① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について（平成10年12月11日付け10経第1984号大臣官房経理課長通知）等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要がある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

附 則

本要領は、平成 21 年 4 月 1 日以降手続を開始する契約から適用する。

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

前 払 金 請 求 書

¥

ただし、令和○年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第35条第4項及び第6項の規定に基づき受領いたします。

※ 別紙2は2割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙3については、本工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であること又は工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）していることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受理した後、直ちに発注者に提出すること。

※ 前払金請求書（全体請求書40%以内）は契約原本として保管。別紙2及び3は、支払に使用。

※ 前払金保証書は1回作成する。（2回作成する必要はない。）

別紙 2（4 割以内の前払金請求書とともに提出）

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 （ I ）

¥ （工事請負契約書第35条第4項の請求金額）

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口座名義			

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

前 払 金 請 求 書 （Ⅱ）

¥ (工事請負契約書第35条第6項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

- 1. 請 負 代 金 額 ¥
- 2. 前 払 金 請 求 額 ¥
- 3. 受 領 済 前 払 金 額 ¥
- 4. 未 受 領 前 払 金 額 ¥

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座 名 義			

令和 年 月 日

契約担当官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

出 来 高
工 事 期 間 認 定 請 求 書

1. 工 事 名 令和○年度 ○○○○○工事

2. 工 事 場 所

3. 請負代金額 ￥

4. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第35条第5項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

（注意）出来高認定資料（出来高報告書、履行報告書等）を添付すること。（請負代金額の10分の2以上の場合）

工事工程表を添付すること。（工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）の場合）

.....
認 定 通 知 書

上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

受注者 殿

（契約担当官等の官職氏名）

別図－1

工事用進入路計画図 (1/4)

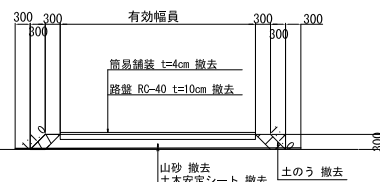
S=1:2500

誘導員配置図



工事名	令和4年度 岩手山麓農業水利事業		
図面名	導水路撤去(その1)工事		
年月日	工事用進入路計画図		
縮尺	S=1:2500	図面番号	
会社名			
事務所名	東北農政局 岩手山麓農業水利事業所		

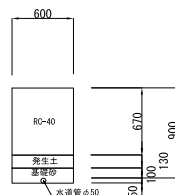
$$S=1:400$$
$$S=1:50$$

$$S=1 \cdot 50$$


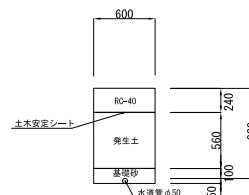
S=1 : 50



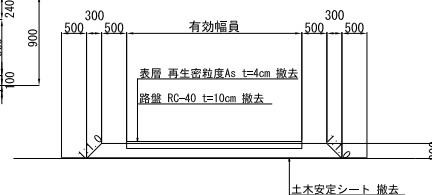
S-1-25



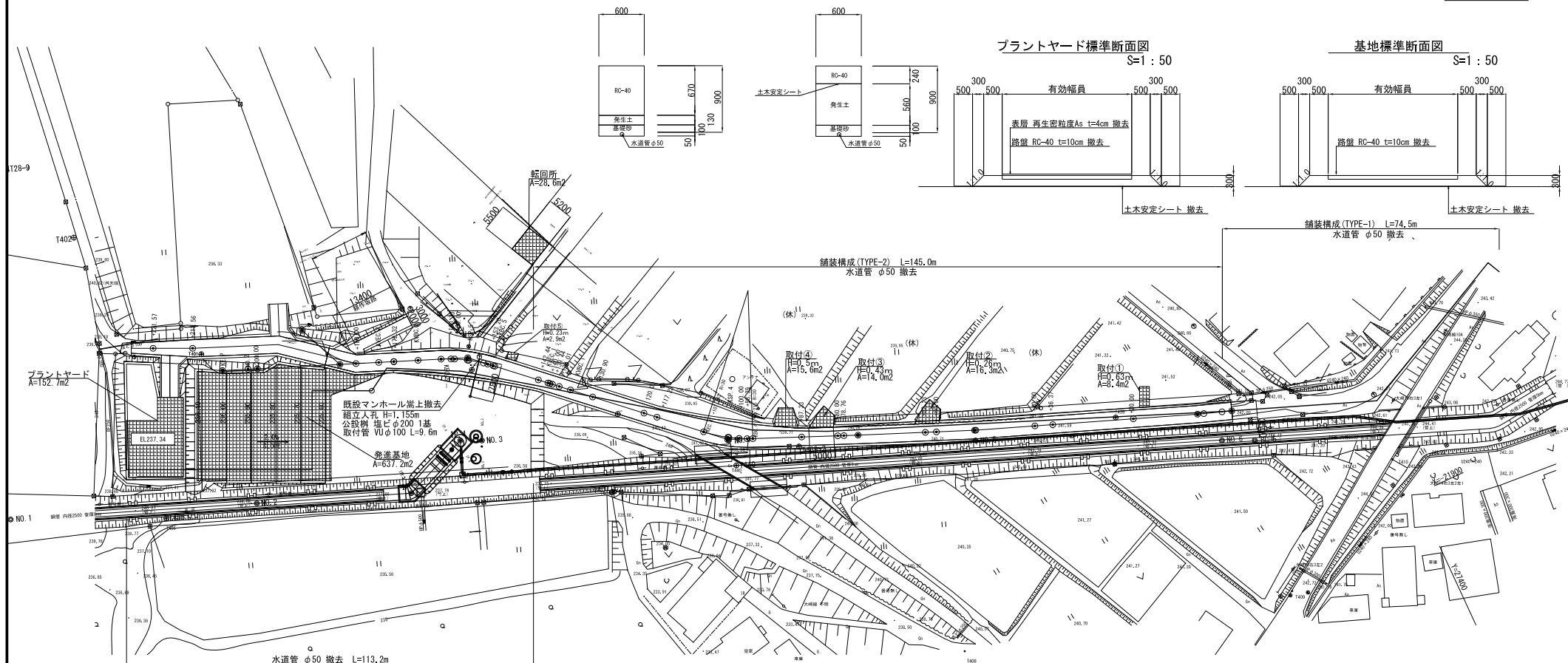
S-1-25



S=1 : 50



S=1 : 50



工 事 名	令和6年度 岩手山麓農業水利事業 湧水路(その3)工事		
図 面 名	工事用道路復旧計画図(1/9)		
作成年月日			
縮 尺	図示	図面番号	9-1/9
会 社 名			
事業所名	東北農政局 岩手山麓農業水利事業所		

令和7年度
岩手山麓農業水利事業
導水路撤去（その2）工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚数	備 考
1	位置図	1	
2 — 1/2	平面図（1/2）	1	1工区
— 2/2	平面図（2/2）	1	2工区
3 — 1/2	縦断図（1/2）	1	1工区
— 2/2	縦断図（2/2）	1	2工区
4 — 1/7	横断図（1/7）	1	1工区
— 2/7	横断図（2/7）	1	1工区
— 3/7	横断図（3/7）	1	1工区
— 4/7	横断図（4/7）	1	1工区
— 5/7	横断図（5/7）	1	2工区
— 6/7	横断図（6/7）	1	2工区
— 7/7	横断図（7/7）	1	2工区
5	標準断面図	1	1、2工区
6 — 1/2	撤去図（1/2）	1	1工区
— 2/2	撤去図（2/2）	1	2工区
7 — 1/4	撤去工構造図（1/4）	1	1工区
2/4	撤去工構造図（2/4）	1	1工区
3/4	撤去工構造図（3/4）	1	2工区
4/4	撤去工構造図（4/4）	1	2工区
8	仮設図	1	1、2工区
9	仮設工構造図	1	1、2工区
10	支線用水路平面図	1	1工区
11	支線用水路縦断図	1	1工区
12	支線用水路横断図	1	1工区
13	支線用水路標準断面図	1	1工区
14 — 1/2	支線用水路管割図（1/2）	1	1工区
— 2/2	支線用水路管割図（2/2）	1	1工区
15	仮設用水路計画平面図	1	1工区
16 — 1/9	工事用道路復旧計画図（1/9）	1	1工区
— 2/9	工事用道路復旧計画図（2/9）	1	1工区
— 3/9	工事用道路復旧計画図（3/9）	1	1工区
— 4/9	工事用道路復旧計画図（4/9）	1	1工区
— 5/9	工事用道路復旧計画図（5/9）	1	1工区
— 6/9	工事用道路復旧計画図（6/9）	1	1工区
— 7/9	工事用道路復旧計画図（7/9）	1	1工区
— 8/9	工事用道路復旧計画図（8/9）	1	1工区
— 9/9	工事用道路復旧計画図（9/9）	1	1工区
合 計		37	